

山口県社会福祉法人経営者協議会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、山口県社会福祉法人経営者協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会内におく。

第2章 目的・事業

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉施設の経営主体である、社会福祉法人及び社会福祉施設の経営にかかわる基本的課題を調査検討し、かつ、その実践をはかり、広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の基盤確立のための調査研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研さん、交流
- (4) 経営、財務、労務等の指導相談に関する活動
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人とし、これを代表する理事長もしくは代行しうる役員とする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名された場合には、既に納入した会費は返還しない。

(退 会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第8条 会員が会員たる義務に反し、名誉をき損したときは、総会の議決を得て除名することができる。

第4章 役 員

(役員の数・職務)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 監 事 2名

- 2 役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐する。なお会長が指名する副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 理事は、理事会を組織し、総会の議決した業務を執行する。
 - (4) 常務理事は、会長の命を受け、常務を処理する。
 - (5) 監事は、本会の事業及び会計を監査し総会に報告する。

(役員 の 選 任)

第10条 本会の役員は、別に定める役員選任規程によって総会において選任する。

- 2 常務理事は、山口県社会福祉協議会常務理事をもって充てる。

(役員 の 任 期)

第11条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(理 事 会 ・ 委 員 会 ・ 部 会)

第12条 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画・報告、収支予算・決算の執行に関する事並びにその他総会に提出すべき事項を審議決定する。
 - (2) 事業の執行に必要な委員会部会の設置、運営
 - ① 研 修 委 員 会
 - ② 経 営 対 策 委 員 会
 - ③ 保 育 所 部 会
 - ④ 児 童 入 所 施 設 部 会
 - ⑤ 知 的 障 害 者 福 祉 部 会
 - ⑥ 老 人 福 祉 施 設 部 会
 - ⑦ 保 護 施 設 部 会
 - ⑧ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 部 会
 - ⑨ 身 体 障 害 者 施 設 部 会
 - ⑩ 社 会 福 祉 法 人 経 営 青 年 会
 - (3) 委員会・部会委員の選任は、別に定める選任規程によって選任する。
- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長にあたる。
 - 3 特別の事情があるときに限り、会長は文書をもって意見を求め、理事会に変えることができる。

第5章 総 会

(総 会)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他、会長が附議した事項
- 2 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集し、その議長にあたる。
 - 3 会長は、会員の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から21日以内にこれを招集しなければならない。

- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
なお、この場合の出席には、委任状及び代理出席者を含む。
- 5 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 福祉施設経営指導連絡協議会

(福祉施設経営指導連絡協議会)

- 第14条 山口県社会福祉協議会経営協設置規程第4条に定める福祉施設経営指導連絡協議会（以下「協議会」という。）は、経営協設置規程第5条第2項に定める福祉施設経営指導員、経営協会長が委嘱する県職員及び常務理事をもって構成する。
- 2 協議会の運営その他必要な事項は、協議会で定める。

第7章 顧 問

(顧 問)

- 第15条 本会に、顧問を若干名おくことができる。
- 2 顧問は、総会の議を経て委嘱する。

第8章 会 計

(会 計)

- 第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
- ### (会 計 年 度)
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

- 第18条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

附 則

- 1 この会則は、昭和56年 7月30日から施行する。
- 2 設立当初の役員、顧問は、次のとおりとする。
顧 問
会 長
副 会 長
常任協議員
監 事
- 3 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要に応じて職員をおくことができる。

附 則

この会則は、平成 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年 6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年 6月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年 5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年 5月16日から施行する。